

○国土交通省告示第七十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第四十六条第一項の規定に基づき、昭和四十五年建設省告示第五百五十二号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月二十八日

国土交通大臣 太田 昭宏

第二の表中「百分の五・二五」を「百分の五・四」に、「百分の四・二」を「百分の四・三二」に、「百分の三・一五」を「百分の三・二四」に改める。
第四中「一・〇五倍」を「一・〇八倍」に、「〇・五二五倍」を「〇・五四倍」に改める。
第五中「一・〇五倍」を「一・〇八倍」に改める。
第七中「百五分の百」を「百八分の百」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第五条第三項の規定により同法による改正前の消費

税法第二十九条に規定する税率によることとされる消費税に相当する金額を含む宅地又は建物の売買、交換又は貸借の代理又は媒介に関して宅地建物取引業者が受けることのできる報酬の額については、なお従前の例による。